

### 検察官の違法な取調べに対する国家賠償請求事件 ～国が責任認め、勝訴的和解へ～

弁護士 笠原 徳之

検察官らに違法な取調べをされたとして、あるご夫婦が国を訴えていた訴訟が、昨年6月13日、国が慰謝料を支払う内容で和解となり終了しました。

この事件は、さいたま地検特別刑事部(東京地検なら特捜部にあたります。)に偽証の疑い(刑事裁判は無罪)で逮捕されたご夫婦が、取調べで検察官から「獄中死しろ」などと侮辱を受けるなどした事件です。

国は、裁判でこちらが主張する検察官らの行為をすべて否定しました。

そのため、取調べの実態を明らかにするために、2日間をかけて当時の検察官3名の証人尋問とご本人の尋問を行いました。

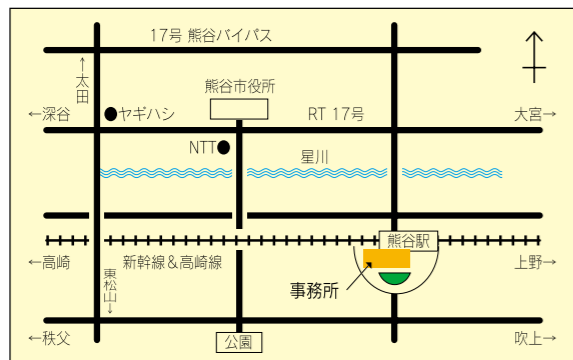
尋問の結果、裁判所は取調べに問題があったとの考えを示し、国も責任を認めて、慰謝料をご夫婦に支払う内容での合意となりました。

慰謝料とは不法行為によって受けた精神的損害に対する賠償金です。国が慰謝料の支払いを認めることは、検察官の取調べが不法行為にあたることを認めたことになります。

この事件は取調べという密室で行われました。可視化されていれば、本件のような取調べはできなかったでしょう。確かに可視化に向けた動きは、本件の提訴時よりは進んでいると言えます。しかし、十分とは言えません。国は、本件を真摯に受け止め、全面可視化を含めた再発防止策に取り組む必要があります。

この事件で被害に遭われたご夫婦に、本当の意味での無念が晴れる時がくるとすれば、それは取調べの可視化が行われ、違法な取調べがなくなる時なのだろうと思っています。

事務所周辺地図



ビルの外観写真



### 業務案内

#### 業務時間

祝日を除く月～金曜日 午前9時～午後6時

#### 法律相談

法律問題が発生しそうな場合、まず法律相談を行います。弁護士が相談者から事情を伺い、法律上のアドバイスをして、問題解決の方向を示します。1回30分5000円の相談料を申し受けます。なお、債務整理の相談は無料です。お電話にてご予約をお願いします。

#### 相談の予約

午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話下さい。

#### 事件の依頼

弁護士が代理人として、裁判を行います。弁護士の費用は、事件を始める際の「着手金」、印紙代等の事件処理にかかる「実費」、事件解決の際の成功度合いに応じた「成功報酬」に区分されます。当事務所では、旧・日弁連の定めた報酬基準に準拠した報酬基準を採用しています。また、債務整理事件(自己破産・個人再生・任意整理)については、費用の分割払いもお受けしています。

#### 法テラスによる法律扶助

当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度(法テラスによる法律扶助制度)の利用も可能です。

新年の通常業務は 1月7日(月)から行います。

## けやき総合法律事務所 ニュース

弁護士法人 けやき総合法律事務所  
〒360-0036  
埼玉県熊谷市桜木町一丁目1番1号  
秩父鉄道熊谷ビル4階  
TEL 048-527-6200  
FAX 048-527-6210  
<http://www.keyakisougou-law.jp>

### 新年 明けまして おめでとうございます



厳冬の十勝連峰から滑る  
(撮影/南雲芳夫)  
2月、十勝連峰の三段山に登る。下山はパウダースノーに思い思いのシュプールを描いて一気に滑り降りた。

新しい年が、皆さまにとって幸多い年となるよう祈念させていただきます。

昨年は、当事務所としては、アスベスト問題を巡って、曙ブレーキ工業のアスベスト被害の集団訴訟の提起(11月)、そして、永年取り組んできた首都圏建設アスベストの東京地裁判決(12月)があり、あわただしい一年でした。

他方で、日々の業務の中では、交通事故、医療過誤、家庭内の問題、債務整理等、市民の抱えるさまざまな事件に取り組んできました。

今年は、昨年から準備を進めてきた原発被害の集団訴訟を提起する予定ですが、こうした大きなテーマに取り組むとともに、一つ一つの事件に丁寧に向き合い、当事者の方に納得を頂ける解決を目指して力を尽くしていきたいと考えております。

今年も旧年変わらないご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

2013年正月

弁護士 南雲 芳夫 弁護士 白石加代子  
弁護士 笠原 徳之 弁護士 塩谷真理絵

## 首都圏建設アスベスト訴訟判決：初めて国の責任を認める！

弁護士 塩谷真理絵



2012年12月5日、東京地裁にて、首都圏建設アスベスト訴訟の判決が言い渡されました。

この裁判は、建設現場で作業に従事し、石綿粉じんに曝露したことにより石綿関連疾患に罹患した、東京、埼玉、千葉の患者ら308名が、国と石綿建材メーカーら42社に対し、一患者当たり3850万円(弁護士費用350万円含む)の損害賠償を求めたものです。

東京地裁は、国の労働安全衛生法に基づく規制権限不行使の違法を認め、158名の患者に対し、総額10億6394万円の賠償を命じました。判決は、国による規制は全体として実効性を欠いており、事業者への罰則を伴う防じんマスクの義務付け等の規制を怠ったと指摘しています。最大のアスベスト被害を出している建築現場における国の規制権限の不行使の違法性を初めて断罪したものであり、画期的な判決であると評価できます。

他方で、東京地裁は、被告メーカーらの賠償責任を否定しました。判決は、建材が石綿を含有していること、防じんマスクを着用しないまま粉じんに曝露した場合には肺がん等に罹患する危険性があること等を明示すべき警告義務があったのに、これを怠ったとして、被告メーカーらの注意義務違反(過失)を明確に認定しましたが、しかし、因果関係の点で、原告らの主張に一定の共感を示しながらも、被告メーカーら42社の間に法律が要求するだけの結びつきが認められないことなどを理由に、法的な賠償責任を認めることはできないとし、政治的解決を望むと結論付けました。また、判決は、実態は労働者と何ら変わらない一人親方や零細事業主であった患者らについては、労働安全衛生法の保護対象である「労働者」に当たらないとして、救済の対象から外しました。こうした判断は、極めて不当で、容認できないものです。

この日の判決に至るまで、2008年5月の第一次訴訟提起から約4年半、2010年4月の第二次訴訟提起からも2年半以上という、長い歳月が流れました。308名の患者のうち、提訴時で既に140名の患者が亡くなっていましたが、判決を待つ間にも、さらに59名の原告が亡くなりました。

私たち建設アスベスト弁護団は、こうした悲惨なアスベスト被害の実態を改めて重く受け止め、国と被告メーカーらの法的責任を明確にし、原告全員に対する誠意ある謝罪と賠償を勝ち取るべく、最後まで闘い続けます。

## 曙ブレーキ工業を提訴！アスベスト被害賠償を求める

弁護士 白石加代子



2012年11月28日、私たち曙ブレーキ工業被害賠償弁護団は、曙ブレーキ工業株式会社によるアスベスト被害につき、さいたま地方裁判所に訴訟を提起しました。

曙ブレーキは、世界的な自動車部品メーカーであり、主に自動車用・鉄道用ブレーキの生産を行っていましたが、近年までブレーキ製品の生産にアスベストを使用していました。そのブレーキ製品の製造過程において大量のアスベスト粉じんが発生したにもかかわらず、曙ブレーキは局所排気装置を設置したり、防塵マスクの着用を徹底するなどの措置を採らなかったために多くの従業員が粉じんを吸引し、その結果、肺がんや石綿肺などの石綿関連疾患に罹患し、健康を害したり、死に至りました。

私たち弁護団は、2010年から曙ブレーキの元従業員らに対し呼びかけを行い、アスベスト被害やその補償について定期的に相談会を開き、被害実態の把握や救済に努めてきました。2012年3月には、曙ブレーキ羽生工場に赴き、被害者への謝罪、賠償、誠実協議の申し入れを行いました。

しかしながら、曙ブレーキは、自らの責任を一切認めようとはせず、被害者への謝罪、賠償に応じることはありませんでした。私たちは、曙ブレーキの法的責任を明らかにし、原告らに対する誠意ある謝罪と被害に見合った賠償の実現を求めて、訴訟提起に踏み切りました。

今回立ち上がった原告だけが曙ブレーキの被害者ではありません。今後も曙ブレーキによるアスベスト被害を受けた方々にむけた相談会を開き、被害救済に努めます。



## 福島原発事故

裁判で国と東京電力の責任を明らかにして「脱原発」へ

弁護士 南雲 芳夫

政府は、一昨年12月には、福島原発事故の「収束」を宣言しました。しかし、事故から1年9ヶ月余が経過した今日に至っても、十数万人の住民が避難生活を余儀なくされています。引き続き福島県内に留まっている住民も、放射線被ばくによる健康影響の不安と隣り合わせの生活を強いられています。被害の回復とはほど遠い状況にあります。

政府は避難地域の再編を進めて、年間20ミリシーベルト以下の地域については住民の帰還が可能となるとして、補償の打ち切りを進めています。しかし、長期の住民避難により病院や商店などの生活基盤が破壊されており、そうした状況下での生活は困難を伴います。また、子どもを抱える家庭においては、被ばくによる影響を恐れて、帰るに帰れない実情にあります。こうした中での避難に伴う補償の打ち切りは、被害の切り捨てに等しいといわざるを得ません。

一昨年10月に「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団が結成され、私も幹事長としてこの活動に従事してきました。この間、原発事故を原因として自殺された篤農家の事件、自営業者の営業損害の請求、また、いわゆる自主的避難地域からの避難者の賠償請求等について関与してきました。

これに対し、賠償に関する東京電力の姿勢は、被害者の生活の再建に背を向けるものといわざるを得ません。とくに、昨年7月に発表した「住宅等を含む損害についての包括的な賠償基準」は、帰還が困難な住民にとって、到底、生活の再建が望めないものです。

国と東京電力は、「国策民営」といわれるように、あい協力して原発を推し進めてきました。弁護団では、両者を被告として、地震・津波対策を怠ってきたことに基づく責任を追及する訴訟の準備を進めています。脱原発を求める国民的な運動と手を携えて裁判を進めていきたいと考えています。

